

◎所管事項

(1) 安全・快適・健全な走行環境の確保に向けた道路の維持管理について



県道名越長明寺線の歩道整備



県道烏羽松阪線の街路樹



地域と協働の花植え活動

目次

0. 道路の維持管理の概観と基本的な取組姿勢

1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設

2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

道路法42条により、

「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と道路管理者の責務が定められています。

道路の維持管理に関する用語の整理

管理

道路管理者が行う全ての道路法上の管理行為
(道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧、
その他の管理)

維持管理

管理のうち「維持」、「修繕」、「災害復旧」
その他の管理行為

維持

道路の機能及び構造の保持を目的とする
日常的な行為

修繕

- 道路の損傷した構造を当初の状態に回復させる行為
- 付加的に必要な機能及び構造の強化を目的とする行為

更新

道路構造を全体的に交換するなど、同程度の
機能で再整備する行為 (橋梁架け替え 等)

施設ごとの維持管理作業を体系化

	区分の考え方	主な業務内容／各種施設
早期発見	事故を未然に防いだり、施設の長寿命化を図るため、 日常的・定期的に点検 を行い、健全な状態を維持	道路パトロール (通常、夜間、徒歩、休日、緊急) 防災点検、構造物点検、盛土点検
予防管理	施設の長寿命化を図るため、 劣化の進行する前に補修 を行い 健全な状態に回復 なお、「更新」を含む	橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識の定期的な点検
対処管理	劣化が進行し、 施設の機能に影響が及ぶ場合に補修 を行い、 健全な状態に回復	舗装補修、路肩・法面・排水施設補修、区画線引直し、道路附属物補修、 附属物の付加的に必要な機能・構造の強化 など
日常管理	施設の劣化に関係ないがその状態を 放置 すると施設の機能や周辺環境に 悪影響が及ぶ場合に対処 し健全な状態に回復	除草 、支障木の伐開、路面清掃、 街路樹の剪定 など
必要経費	施設を維持するための必要となる経費	電気料、電話・通信回線使用料、保険料、機械購入修理費、機器保守点検費、管理委託費用、など

維持管理の基本的な取組姿勢

安全で快適な走行環境の提供と持続的で健全な交通機能の確保に向け推進

1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設

交通安全事業の着実な推進

通学路等の交通安全対策

通学路交通安全プログラム

- 教育委員会・学校・警察・道路管理者等の関係者で推進体制を構築
- 市町ごとに実情を踏まえた合同点検等を実施し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施

※令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を踏まえた**通学路合同点検に基づく対策箇所は令和5年度に全て対策完了**

対策イメージ

県道 伊勢松阪線 (松阪市)
歩道整備

県道 名越長明寺線 (亀山市)
歩道整備

県道 四日市菟野大安線 (いなべ市)
防護柵設置・側溝蓋掛け



	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
通学路交通安全プログラムに基づく 要対策箇所 (県管理道路)	104箇所完了	76箇所完了	集計中	
当年度完了箇所数	121箇所+125箇所=246箇所 (新規)	142箇所+143箇所=285箇所 (新規)	209箇所+新規	
全体箇所数	継続	継続	継続	

幹線道路の交通安全対策

事故危険箇所

- 令和4年3月に第5次事故危険箇所に指定された三重県内79箇所(県管理道路35箇所)の事故の危険性が高い箇所に対して、道路管理者と警察が連携しながら交通事故防止対策を推進(事業期間 令和3年度～令和7年度)

⇒1年前倒しで令和6年度に全て対策完了予定

※交通事故が多発している箇所や、ETC2.0プローブデータ等のビッグデータから判明した潜在的な危険箇所等を「事故危険箇所」として指定

対策イメージ

県道 伊勢磯部線 (伊勢市)
右折レーンカラー舗装

県道 松阪青山線 (伊賀市)
減速帯

県道 桑名川越線 (桑名市)
路側カラー舗装



	R3・R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事故危険箇所 (県管理道路) 35箇所※ ※第5次事故危険箇所	完成 20箇所 (57%)	完成 +10箇所 (86%)	完成(予定) +5箇所 (100%)	-

1. 付加的に機能／構造を強化した交通安全施設

交通安全事業の着実な推進

生活道路の交通安全対策

踏切道における交通安全対策

令和4年6月の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が指定する特定道路上(県管理道路)の踏切道において、**踏切手前及び踏切内に視覚障害者誘導用ブロックを順次設置**予定



国道163号(津市)
津新町駅前
(一)上浜高茶屋久居線(津市)
久居駅付近
(主)四日市鈴鹿環状線(四日市市)
富田駅付近

ゾーン30プラスによる交通安全対策

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「**ゾーン30プラス**」として**設定**。道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等との合意形成を図りながら、生活道路における**人優先の安全・安心な通行空間を整備**

桑名市(修徳地区)



四日市市(常磐小学校地区)



立体にみえる横断歩道交通安全対策

ドライバーに注意と減速を促すため、**立体的に浮き上がって見える横断歩道**が御園小学校近くに完成し、これにより、通行車両の一時停止を促す効果あり



三重県初

信号のない交差点における交通安全対策

道路の中央に**交通島**を設け、信号のない横断歩道を2回に分けて横断することで、通学児童及び高齢者等の歩行者が安全に横断できるよう**県警と連携し県内で初めて実施**



(主)宮妻峡線(四日市市)
二段階横断歩道

菰野町(竹成・永井地区)



教育委員会・学校・警察・市町等の関係者と連携し、交通安全に資する付加的機能・構造の強化対策を推進

2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して

従来の街路樹の方針

道路機能に拘わらず一律の基準

(剪定回数)

- 寄植：原則 年1回
- 高木：落葉樹…年1回以下
(ただし、樹齢が若いものは年0.5回以下)
常緑樹…年0.5回以下

(樹木の伐採)

- 街路樹の繁茂により見通しが悪くなり、交通安全上危険な箇所については樹木の撤去も可。

R4時点の維持管理の方針

(R4年3月作成)

街路樹マネジメントの導入

三重県街路樹マネジメント方針

道路の機能を踏まえたメリハリのあるマネジメント

景観等に
配慮する道路

管理目標樹形にあわせた剪定

(1回/年の剪定を基本、街路樹剪定士の活用)

- ・ 景観計画に位置付けられた道路
- ・ 観光地周辺の道路
- ・ 賑わいを創出する道路
- ・ 地域の緑花活動の場となる道路

その他道路

地域の緑花活動やまちづくりの方向性を踏まえて柔軟に対応

(強剪定:0.5回/年以下)

交通安全・防災等
に配慮する道路

樹木の撤去・間引き・樹種の変更

- ・ 通学路、緊急輸送道路
- ・ 郊外、山間部の道路

質の高い街路樹管理の導入までの流れ

R4・5

三重県街路樹管理ガイドライン (案)

マネジメント方針を具体化する運用指針

- 街路樹データを収集・整理 (机上)
- 道路機能を踏まえた道路区分の設定方法の整理
- 管理目標樹形の設定の考え方を整理
- 景観等に配慮する道路のモデル路線を選定し、管理目標樹形を設定

管理手法のマニュアル化

内容の充実

三重県街路樹管理ガイドライン

- 街路樹管理の注意点
- 剪定発注の標準仕様
- 維持管理の基礎知識

一定の基準に従って街路樹管理が実施できるよう標準化したもの(強剪定は行わない)

R6

三重県街路樹維持管理計画

管理効率の向上による維持管理の質を向上

- 単木ごとの健全度判定に基づく樹木台帳 (GIS連携) を作成
- 路線ごとの街路樹の育成計画 (健全度の回復を含む) を策定
- 発注者の資質向上、発注方法の検討

健全度診断から台帳作成までを一部路線で試行

令和8年度までに全路線の「育成計画」を策定

R7

R8

R9

R10

R11

路線ごとに樹勢と周辺条件(建築限界等)を
勘案した「育成計画」策定

- ・育成計画に合わせた剪定等を実施
- ・地域の意見を反映しながら実施

R12

良好な景観形成と安全性や快適性の確保に向けた
質の高い街路樹管理を全域で導入



花とみどりの
三重づくり

2. 景観等に配慮した質の高い街路樹管理を目指して

県内の街路樹の概要

県内の街路樹の概要

街路樹を有する県管理道路 89路線

○高木本数 約12,000本

本数の多い樹種

クスノキ 約2,500本

イチョウ 約1,300本

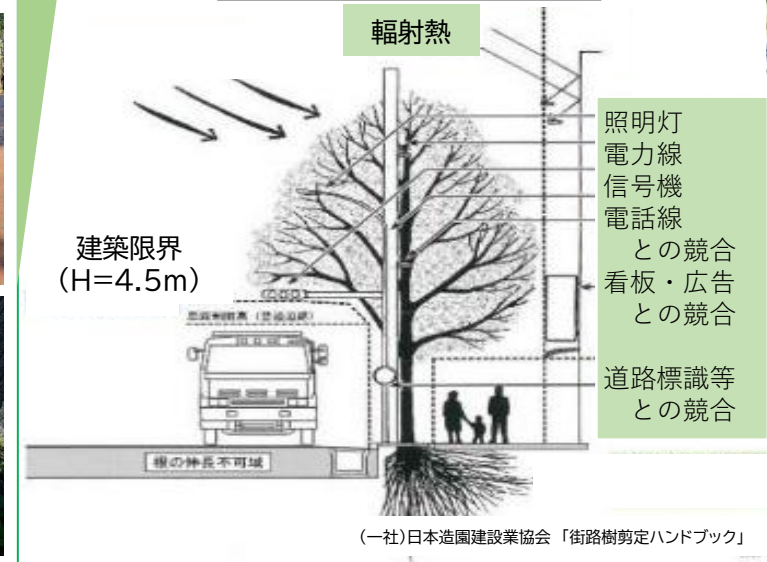
ケヤキ 約1,000本

○中木本数 約8,000本

○寄植面積 約111,000㎡



質の高い街路樹のイメージ

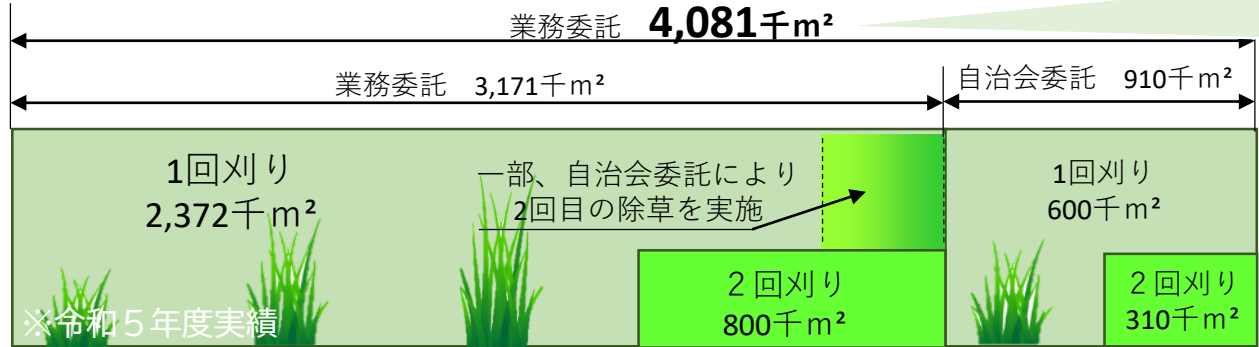


景観等に配慮した質の高い街路樹管理で、美しい道路空間づくりを推進

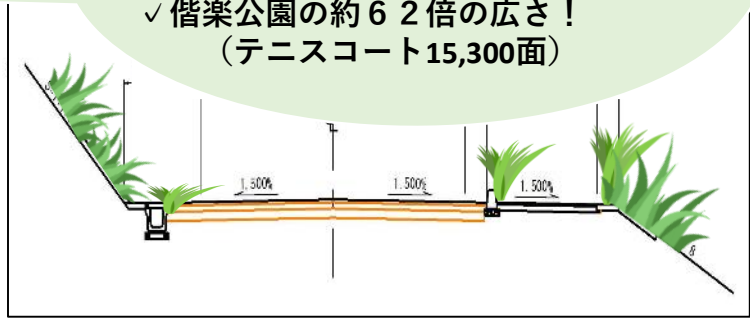
3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

道路除草を取り巻く現状と課題

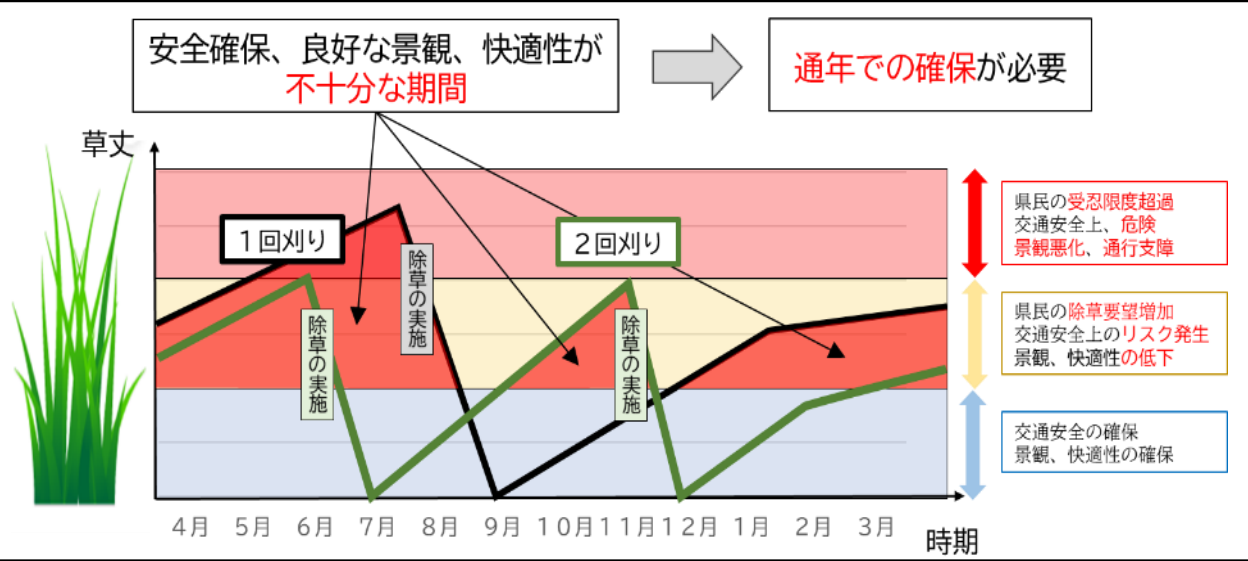
- 限られた予算の中、除草回数の限定が余儀なくされ**苦情・要望が増加**
県民や地域の声に十分に答えられず、**沿道の景観へも悪影響**



「4,081千m²」とは約400万m² (400ha) です。
 例えば、
 ✓ 50cmの幅に換算すると8,000km!
 これは日本列島縦断の約3倍の長さです
 ✓ 偕楽公園の約6.2倍の広さ!
 (テニスコート15,300面)



- 2回刈りした場合でも、雑草の成長に伴い、**視距の確保や良好な景観が一時的**



- 雑草繁茂の状況



道路の維持管理における除草は、雑草の繁茂による**交通標識等の視距確保**や**道路交通の安全確保**、**通行車両からの視認性の確保**、**景観の確保**などが**重要**！

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

●雑草抑制対策の基本的な考え方

快適で安全な道路環境の維持とコスト縮減を視野にいれた維持管理の両立を図りながら道路除草を行うには、幅広い除草技術と除草手法の知識を身につけ、道路環境や雑草の繁茂状況に応じて、適宜除草方法を設定することが重要

- 【事業効果が高く、通年で雑草対策が必要な箇所】
- ①交差点や通学路、歩行者の多い箇所等で、草の繁茂によって事故発生の恐れや歩行者の通行に支障がある箇所
 - ②景勝地、観光地等良好な歩行空間や景観の確保が必要な箇所
 - ③除草作業が困難な箇所
 - ④市町からの要望のある箇所

【雑草抑制対策実施予定箇所】

- 施工箇所:70箇所
- 延長:20km

令和6年度 L=20km	令和7年度 L=20km	令和8年度 L=20km	令和9年度 L=20km
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

●主な対策事例



施工箇所の例
歩車道境界部
構造物目地
など

防草シール



施工箇所の例
道路沿い法面
など

防草シート



施工箇所の例
道路沿い法面
など

張コンクリート

●新技術等も試行中



カバープランツ



ラバーチップによる防草



カバープランツ



温水による除草



土系舗装

除草技術と除草手法の知識を身につけ、繁茂状況に応じた除草対策を推進

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

住民参画と取り組みやすい制度の見直し

●住民参画の基本的な考え方

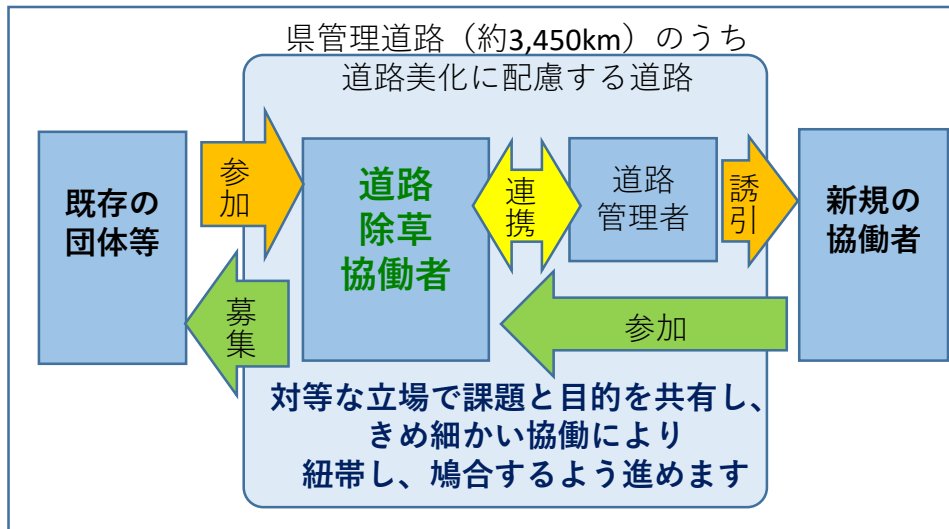
地域の生活道路などの身近な公共土木施設については、地域住民や民間団体等が自ら清掃・美化活動などに参加することにより、地域コミュニティの形成など魅力あるまちづくりにも寄与することから、県民・民間団体等との協働・連携の取組を推進することが重要。

【道路美化等に配慮する道路】

- ①観光地周辺の道路
- ②賑わいを創出する道路
- ③地域の緑化活動の場となる道路
- ④地域のまちづくりの場となる道路 など柔軟に対応



県民・民間団体等との協働・連携の取組のイメージ



●今後に向けての取組

取り組みやすい自治会委託や道路美化ボランティア制度の見直しを行い、少しでも、道路利用者の安全な通行の確保と道路美化の向上に向け、取組を進めます。

現行制度の課題など

制度利用者の声

- ✓ 年間活動回数や活動範囲等の要件など、**制度や申請手続きがわかりにくい。**
- ✓ 活動への支援を受けようとする場合、**年度当初に申請が必要**なため、期限までの申請を断念する場合も。
- ✓ **高齢化により継続が困難。**活動資金も不十分。
- ✓ 現在の物品支給限度額(300円/人)や自治会等委託単価では、不足する場合がある。
- ✓ 活動の輪が広がるよう、**活動に関する情報発信をしてほしい。**

求められる対応

- 取り組みやすい制度への見直し
- 手続きの簡素化や要件の緩和
- 参加意欲の向上に向けた取組
- より効果的な広報による普及促進
- 多様な形で支援するサポーター(企業、個人)の募集



住民のチカラが生かされる住民参加を目指して取組を推進

3. 安全と景観の両立に向けた雑草抑制対策の取組

制度の見直し内容と活動実績

制度の見直しと取組の紹介

(ボ：美化ボランティア、自：草刈り作業の自治会委託)

●取り組みやすい制度への見直し

- ✓ 自治会や団体だけでなく、**家族や学校(クラブ活動、生徒会等)**等の多様な主体や**少人数(2人以上)**での参加が可能など、普及拡大を促進(ボ)
- ✓ 地域による、よりきめ細やかな維持管理が可能となるよう、自治会等委託の除草委託は「**原則1回刈り**」の運用廃止(自)
- ✓ 参加者の実情に応じ柔軟に活動ができるよう**面積要件の下限の緩和**(自)

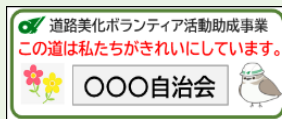
●手続きの簡素化や要件の緩和

- ✓ 柔軟に活動の参画が行えるよう、**申請受付期間の拡大**(ボ)
- ✓ 申請及び活動報告等の記載項目の見直しによる**書類の簡素化**(ボ、自)
- ✓ 申請及び活動報告等の提出先を、市町又は県の**いずれかを選択可**(ボ)

●参加意欲の向上に向けた取組

(ボ、自)

- ✓ 自治会等除草委託やボランティア事業の**単価等の見直し**
- ✓ 希望に応じて道路愛護の意識醸成や、参加企業のPRに繋がる**活動団体名入りの表示板**を設置(ボ)

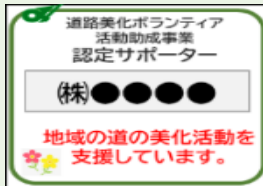


表示板の設置イメージ

●より効果的な広報による普及促進

(ボ、自)

- ✓ 様々な機会を捉え、**リーフレット**で幅広い参加の呼びかけ
- ✓ **県HPや県政だより**等での周知促進や、**SNS** (県土整備部公式ツイッター)による情報発信(ボ、自)
- ✓ **県土木職員OB会**への普及啓発への協力の依頼(ボ、自)



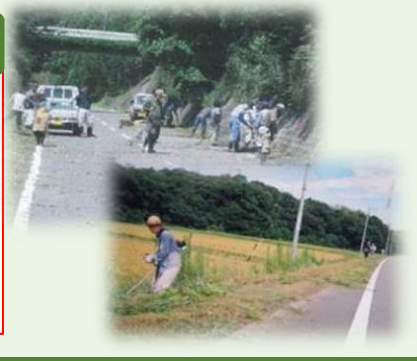
認定ステッカーのイメージ

●多様な形で支援するサポーター(企業、個人)の募集

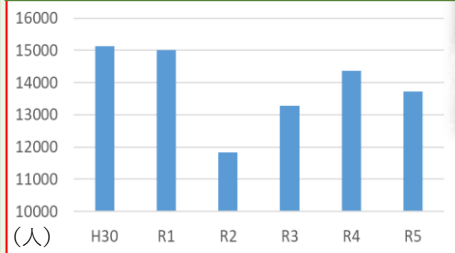
- ✓ **物品提供**の資金の支援を頂く**サポーター企業**を新たに募集
- サポーターの認定を証する**表示板の設置**や**認定ステッカー**の配布(ボ)
- ✓ 活動が困難でも、**三重県ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)**の活用による、間接的な協働の道路管理への参画の呼びかけ(ボ)

活動実績

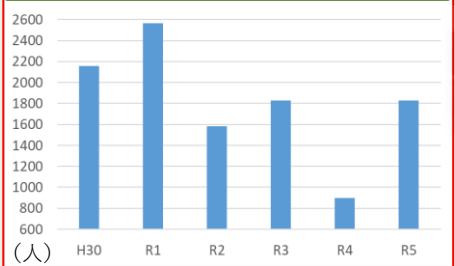
●自治会委託参加団体数



●道路美化ボランティア参加者数



●ふれあいの道事業参加者数



雑草抑制対策を重点的に実施し、年間を通じた良好な道路空間づくりを推進

(参考) 「みえ花と絆のプロジェクト」

地域と協働で優しい絆を創る

少子高齢化、人口減少など、生活環境の変化により、地域コミュニティの絆が弱くなっています。道路、河川等のインフラを舞台に、花植え活動を通じてたくさんの人が知り合い、地域の絆を強めていく。この活動が三重県の文化になることを目指します。

〈今後について〉

このプロジェクトが長く続く活動となるように、企業への参加の呼びかけや新たな活動団体の掘り起こし等の取組を進めていきます。さらに、このプロジェクトが県内各地域に広がっていくよう努めてまいります。



令和5年度は、G7交通大臣会合、県民の日、花とみどりの三重づくり条例、三重県街路樹の日等の関連イベントとして各建設事務所で活動を展開しました。